

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

規則

○福島県事務委任規則の一部を改正

する規則

○福島県行政組織規則の一部を改正
する規則

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十八号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三十三号を削る。

第八条第一号中「食鳥処理法」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下「食鳥処理法」という。)」に改め、「(認定小規模食鳥処理場を除く。)」を削り、同条第三号中「(食鳥処理法第三条の許可に係る食鳥処理場で、認定小規模食鳥処理場以外のものに係る事務に限る。)」を削り、同条中(4)を(19)とし、(3)を(18)とし、(2)を(17)とし、同号(17)の前に次のように加える。

(11) 第十六条第一項の規定による認定

(12) 第十六条第二項の規定による認定

(13) 第十六条第六項の規定による解任命令

(14) 第十六条第七項の規定による報告の受理

(15) 第十六条第八項の規定による届出の受理

(16) 第十六条第九項の規定による指導及び助言

第八条第三号(1)を同号(10)とし、同号(10)の前に次のように加える。

(1) 第三条の規定による許可

(2) 第六条第一項の規定による許可

(3) 第六条第三項の規定による届出の受理

(4) 第七条第二項の規定による届出の受理

(5) 第八条の規定による許可の取消し及び事業の停止命令

(6) 第九条の規定による整備改善命令、使用の禁止、許可の取消し及び事業の停止命令

(7) 第十二条第六項の規定による届出の受理

(8) 第十三条の規定による解任命令

(9) 第十四条の規定による届出の受理

第十五条第六号(17)中「第四項」を「第五項」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十九号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表総務部の項中「私学法人課」を「私学・法人課」に改め、同表商工労働部の項中「団体支援課 金融課」を「経営金融課」に改め、同表農林水産部の項中「循環型農業課」を「環境保全農業課」に、「農産物安全流通課」を「農産物流通課」に、「農村環境整備課 農業基盤整備課」を「農村基盤整備課」に、「林道整備課 治山対策課」を「森林保全課」に改め、同条第五項の表私学法人課の項、農林総務課の項及び農業振興課の項を削る。

第十条の表文書管財総室の項中「私学法人課」を「私学・法人課」に改め、
十三
十
三

大学法人室) を「十三 公立大学法人に関すること。」に改める。

第十二条の表環境共生総室の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 地球温暖化対策の総合企画及び調整に関すること。

二 循環型社会形成の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。

三 環境保全活動の推進に関すること。

第十二条の表環境共生総室の項中第四号を削り、

五 環境影響評価に関すること。」

を「(環境評価景観室)

四 環境影響評価に関すること。」に改め、第六号を第五号とし、

七 自然環境

「(自然保護課) を「に改め、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。」
 第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「、矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮」を削る。
 第十四条の表商工労働総室の項第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、

「(雇用労政課) 十一 労働施策及び雇用対策の総合企画及び調整に関するこ
 と。」を「(雇用労政課) 十二 労働施策及び雇用対策の総合企画及び調整に関するこ
 と。」に改め、

第十号を第十一号とし、
 「(金融課) 九 中小企業の金融に関すること。」を「十 中小企業の金
 融に関すること。」に改め、第八号を第九号とし、

「(団体支援課) 七 中小企業の経営の支援に関するこ
 と。」を「(経営金融課) 八 中小企業の経営の支援に関すること。」に改め、第六号を第七号と
 し、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国際経済交流に関すること。
 第十四条の表観光交流局の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号

とし、
 「(空港交流課) 九 空港の利活用に関すること。」を「(空港交流課) 八 空港の利活用に
 (県産品振興戦略課) 十 県産品振興の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第六号を第七号
 とし、

「(県産品振興戦略課) 九 県産品振興の総
 関すること。」に改め、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四
 号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条の表農林水産総室の項中
 「(農地調整室) 四 部内他総室の所掌に属しない事務に関するこ
 と。」を「四 部内他総室の所掌に属しない事務に関すること。」に改め、第五号から
 第十号までを削り、

「(農林企画課) 十一 農林水産業施策の総合企画及び調整に関するこ
 と。」を「(農林企画課) 五 農林水産業施策の総合企画及び調整に関するこ
 と。」に改め、第十二号を第六号
 とし、

十三 部内における工場の設計管理、進行管理及び技術管理に関すること。」
 「(農林技術課) 五 農林水産業施策の総合企画及び調整に関するこ
 と。」に改め、第十二号を第六号
 とし、

「(農林技術課) 七 部内における工場の設計管理、進行管理及び技術管理に関するこ
 と。」に改め、
 同表農業支援総室の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、

「(研究技術
 室) 五 農林水
 産業に係る試験研究に関すること。」を「三 農林水産業に係る試験研究に関するこ
 と。」に改め、第六号を第四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、

「(農業
 担い手課) 十二
 農業経営の改善に関すること。」を「(農業担い手課) 十 農業経営の改善に関するこ
 と。」に改め、第
 十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第二十九
 号を第四十一号とし、

「(金融共済室) 二十八 農業共済組合の指導及び検査に関するこ
 と。」を「四
 金融共済室) 十 農業共済組合の指導及び検査に関すること。」に改め、第二十七号を第三十九号と
 し、第二十六号を第三十八号とし、

「(農業経済課) 二十五 農業協同組合その他農業団体の指導に關
 すること。」を「(農業経済課) 三十七 農業協同組合その他農業団体の指導に関するこ
 と。」に改め、
 第二十四号を第三十号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十一 農林水産物の安全及び安心の確保に関するこ
 と。
 三十二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関するこ
 と。
 三十三 農林水産物のトレーサビリティシステム(生産流通の履歴を管理し、追跡す
 ることができる仕組みをいう。)に関するこ
 と。
 三十四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二
 十一年法律第二十六号)の施行に関するこ
 と。
 三十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の
 施行に関するこ
 と(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年
 政令第九十八号)第十七条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)

三十六 特別栽培農産物認証制度に関するこ
 と。
 第十五条の表農業支援総室の項中第二十三号を第二十九号とし、第十八号から第二十
 二号までを六号ずつ繰り下げ、

「(循環型農業課) 十七 資源循環型農業の促進に関するこ
 と。」を「二
 環境保全農業課) 十三 資源循環型農業の促進に関するこ
 と。」に改め、第十六号を第十四号とし、同号
 の次に次の八号を加える。

十五 農業後継者の育成に関するこ
 と。
 十六 農山漁村における男女共同参画の促進に関するこ
 と。
 十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の施行に關

するこ
 と。

するこ
 と。

するこ
 と。

すること。

十八 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）の施行に関するこ

と。

十九 農業会議及び農業委員会に関すること。

二十 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること（遊休農地に

関する措置に係るものを除く。）。

二十一 農事調停に関すること。

二十二 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。

第十五条の表生産流通総室の項中「農産物安全流通課」を「農産物流通課」に改め、

第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十三号までを五号ず

つ繰り上げ、「（水田畑作課）」

に改め、第十五号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 農業者戸別所得補償制度に関すること。

第十五条の表生産流通総室の項中第十六号を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、

「（園芸課）」

十八 果樹生産の振興に関すること。」を「（園芸課）」

に改め、第十九号を第十五号とし、第二十号から第二十二号までを四号ずつ繰り上げ、

「（畜産課）」

二十三 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。」を「（畜産課）」

の生産及び流通に関すること。」に改め、第二十四号を第二十号とし、第二十五号から

第二十九号までを四号ずつ繰り上げ、第三十号を第二十六号とし、同号の次に次の一号

を加える。

二十七 畜産基地建設事業及び広域農業開発事業に関すること。

第十五条の表生産流通総室の項中「（水産課）」

十八 水産業改良普及に関すること。」に改め、第三十二号を第二十九号とし、第三十

三号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げ、同表農村整備総室の項第十号を次のよう

に改める。

十 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業に関すること。

第十五条の表農村整備総室の項中「農村環境整備課」を「農村基盤整備課」に、

「（農業基盤整備課）」

六 農地に係る海岸保全区域及び地すべり防止区域の指定に関すること。」を「十六

農地に係る海岸保全区域及び地すべり防止区域の指定に関すること。」に改め、同表森

林業総室の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 林道の開設及び維持に関すること。

第十五条の表森林林業総室の項第八号及び第九号を次のように改める。

八 林業集落の基盤整備に関すること。

九 林道に係る災害復旧事業に関すること。

第十五条の表森林林業総室の項第十号を削り、「（林業振興課）」

と。」を「（林業振興課）」に改め、第十二号を第十一号とし、第

十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、「（林道整備課）」を「（森林保全課）」

に改め、第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十 森林の保護及び森林国営保険に関すること。

二十一 森林病害虫の防除に関すること。

二十二 緑化の推進及び緑化施設に関すること。

第十五条の表森林林業総室の項中「（治山対策課）」

に改める。

第二十二條の二 前条に規定するもののほか、複数の部等の所掌事務に関わる特に重要

な事務を掌理する職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ

同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十二條の二を次のように改める。

（業務連携を推進する職）

第二十二條の二 前条に規定するもののほか、複数の部等の所掌事務に関わる特に重要

な事務を掌理する職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ

同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
安全管理監	知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理し、総合安全管理室に所属する職員を指揮監督する。
市町村復興支援担当理事	知事の命を受け、市町村の災害復興支援に係る総合調整に関する事務を掌理する。
原子力損害対策担当理事	知事の命を受け、原子力発電所の事故による損害の対策に係る総合調整に関する事務を掌理する。
子育て支援担当理事	知事の命を受け、子育て支援に係る施策の推進及び総合調

整に関する事務を掌理し、前条の規定にかかわらず、保健福祉部自立支援総室に所属する職員のうち当該事務を所掌する職員及び第二十二条の四各号に掲げる職にある職員を指揮監督する。

第二十二条の三の次に次の一条を加える。

(子育て支援に関する施策を推進する担当課長)

第二十二條の四 前三條に規定するもののほか、保健福祉部自立支援総室に、次に掲げる職を置き、その職務は、上司の命を受け、特に指示された子育て支援に関する事務に参画することとする。

- 一 私学・法人担当課長
 - 二 人権男女共生担当課長
 - 三 青少年育成担当課長
 - 四 雇用労政担当課長
 - 五 社会教育担当課長
 - 六 学習指導担当課長
 - 七 学校生活健康担当課長
 - 八 特別支援教育担当課長
- 第二十三条中「前三条」を「第二十二条から前条まで」に改める。
- 第二十四条の表農林水産部生産流通総室総括主幹の項中「農林水産部生産流通総室農産物安全流通課」を「農林水産部生産流通総室農産物流通課」に改める。
- 別表第一の四の表福島県北保健福祉事務所の項から福島県相双保健福祉事務所の項

までの規定中

総務企 画部	総務課 地域支 援課	を	総務企 画部	総務企 画課	に改め、同表福島県
-----------	------------------	---	-----------	-----------	-----------

北保健所の項から福島県相双保健所の項までの規定中「地域支援課」を「総務企画課」に改め、同表福島県北保健所の項から福島県相双保健所の項までの分掌事務の欄中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同表福島県食肉衛生検査所の項第二十号を次のように改める。

二 食鳥検査及び食鳥衛生に関すること。

別表第三の一の表福島県私立学校審議会の項及び福島県公益認定等審議会の項中「総務部文書管財総室私学法人課」を「総務部文書管財総室私学・法人課」に改め、同表福島県公立大学法人評価委員会の項中「総務部文書管財総室私学法人課」を「総務部文書管財総室私学・法人課」に改め、別表第三の二の表福島県中小企業調停審議会の項中「商工労働部商工労働総室団体支援課」を「商工労働部商工労働総室経営金融課」に改め、同表福島県卸売市場審議会の項中「農林水産部生産流通総室農産物安全流通課」を「農林水産部生産流通総室農産物流通課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

(行政経営課)